

鳥取県町村総合事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

(昭和42年4月1日 条例第22号)

改正 平成12年 2月29日条例第3号
平成29年 3月 日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第2項及び第4項の規定に基づき、職員の懲戒手續及び効果に関し規定することを目的とする。

(懲戒の手續)

第2条 戒告・減給・停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を該当職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上1年以下給料の5分の1以下を減給するものとする。

(停職の効果)

第4条 俸職の期間は、1日以上1年以下とする。

- 2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も受給されない。

(この条例の実施に関し必要な事項)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年 条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年 条例第5号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。